

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県大野市井ノ口第22号5番地

氏 名 福光産業株式会社 代表取締役 福田 輝夫
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福井市長 東村 新一



許可の年月日 令和 2年11月 9日
許可の有効年月日 令和 7年 9月 5日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (選別、破碎)

産業廃棄物の種類

- 選 別: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」、がれき類 以上8種類
(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 破 碎: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 以上6種類
(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 ①選別施設、②破碎施設

(2) 設置場所 福井県福井市宿布町10字4番の1、2、7番の2、8番の1、2

(3) 設置年月日 ①平成27年6月30日、②平成14年3月15日

(4) 処理能力 ①80m³/日 (稼動時間8時間)、②4.752t/日 (稼動時間8時間)

3. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成12年 9月 6日 新規許可
(2) 平成14年 9月12日 変更許可
・事業の区分に「中間処理 (破碎)」を追加する。
(3) 平成16年 3月24日 再交付
・木くずの破碎施設を追加する。
(4) 平成17年 9月 6日 更新許可
(5) 平成22年11月19日 更新許可
(6) 平成25年 1月21日 再交付
・木くずの破碎施設の変更
(7) 平成27年10月19日 更新許可
・選別施設の変更

(裏面有り)

- (8) 令和 2年 2月27日 再交付
- ・中核市移行に係る許可番号及び許可権者の変更
 - ・法人名称の変更
 - ・破碎施設（移動式、木くずの破碎）に係る記載の削除
- (9) 令和 2年11月 9日 更新許可

4. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
有 ・ 無